2007. 3

情報おしらせ版 3月



平成19年度の農作業標準労働賃金協定額が決まりました

農家の皆さんが農作業をお願いするときの目安となる、南部町の農作業の賃金と料金の標準額が、次のとおり決まりましたのでお知らせします。

農化	作業標準労	働賃金協	定額		単位:円(税込金額)			
作業名				標準労働 賃金協定額	 			
一般労務				6,500	1日8時間当り			
			一般田	6,000				
耕	転		圃場整備田	5,500	10°77 () B#+5 (
枡			畑	5,000				
	ディ	スクハロー		6,000	· 10a当り賄なし 			
112+4) さ		一般	6,000				
17ル			圃場整備	6,000				
			一般田	5,000				
機械	は田植		圃場整備田	5,000	10a当り			
	側条	 施肥		5,500				
麦	麦 刈 圃場整備			12,000	10a当り			
牧草刈				4,000	10a当り			
蛙畔	草刈			1,800	1時間当り(機械持込・燃料代含む)			
	中耕培土			6,000	10a当り 中耕および培土を一括で処理			
大	中耕のみ			4,000	100米() 管理機使用中耕・培土を個別			
豆		土寄せのの	<i>y</i>	4,000	- 10a当り 官连機使用中耕・塩土を 			
				3,000	10a当り			
畦畔	付け			70	1m当り			
	手刈り(1日	当り)		7,000	1日8時間当り			
	バインダー	一般田		8,000	10 1/(1) (7) + /1\(\triangle\)			
		整備田		7,000	10a当り(ひも代含む)			
稲	コンバイン	一般田	倒伏または湿田50%以上	20,000	7			
ΧIJ			倒伏または湿田50%未満	18,000	10-1///			
		整備田	倒伏または湿田50%以上	18,000	- 10a当り P			
			倒伏または湿田50%未満	16,000				
	稲藁結束		4,000	10a当り(ひも代含む)				
生こぎ			生こぎ	8,000	10044)			
ハーベスター 乾燥				7,000	10a当り 			
追肥・消毒				1,500	10a当り(機械代・燃料代含む)			
大豆	<u> </u>	コンバイン)	12,000	10a当り			
そば		刈り取り		6,500	10a当り			
		乾燥・調整		4,500	10a当り			

- ※ この協定額は消費税を含みます。
- ※ この協定額は町の標準賃金です。作業条件等によって、双方の話し合いで決めてください。

| お問い合わせ先 | 南部町農業委員会事務局(天萬庁舎) | TEL 64-3792

下水道使用料が改定となります

南部町は、下水道使用料を平成19年度から平成21年度までの3年間で改定します。

平成21年4月1日には、一般家庭は世帯割(基本料金)を2,100円に、世帯員割(1人当たり)を525円に改定します。

また、一般家庭以外の事業所等については、会見地区は従業員数によって使用料算定を行っていましたが、平成19年4月1日からは水道使用水量により下水道の使用料を算定するように変更します。そして、1㎡当たりの使用料も3年間で改定し、3年目の平成21年4月1日からは1㎡当たり179.55円に改定します。

平成19年4月使用料からの改定のため、平成19年6月納付分から納付額が変更になります。

年次別の一般家庭および一般家庭以外の事業所等の使用料改定一覧表を以下のとおり掲載します。

年次別、世帯	帯人数別の使	用料改定表	1ヶ月単位:円(税込金額)				
種別	別 区別 旧町		現在の 使用料	H 19.4.1からの 使用料	H20.4.1からの 使用料	H21.4.1からの 使用料	
	世帯割 (基本料金)	会見	1,890	1,890	2,100	2,100	
一般家庭		西伯	1,470	1,000	2,100		
川又利以上	世帯員割 (1人当たり)	会見	315	472.5	472.5	525	
		西伯	472.5	472.0	472.0	525	
	世帯員数別使用料			改定使用料	改定使用料	改定使用料	
	1人世帯	会見	2,205	2,362	2,572	2,625	
		西伯	1,942	2,302	2,572	2,025	
	2人世帯	会見	2,520	2,835	3,045	3,150	
		西伯	2,415	2,033	3,043		
	3人世帯	会見	2,835	3,307	3,517	3,675	
		西伯	2,887	3,307	3,517		
	4人世帯	会見	3,150	3,780	3,990	4,200	
一般家庭		西伯	3,360	3,700	3,330	4,200	
	5人世帯	会見	3,465	4,252	4,462	4,725	
		西伯	3,832	4,202	4,402	4,725	
	6人世帯	会見	3,780	4,725	4,935	5,250	
		西伯	4,305	4,720	4,555	5,250	
	7人世帯	会見	4,095	5,197	5,407	5,775	
	/人匠市	西伯	4,777	3,137	5,407	5,775	
	8人世帯	会見	4,410	5,670	5,880	6,300	
		西伯	5,250	3,070	5,000		
一般家庭以外	会見	基本料金+ 人数制 (1人につき)	1,890 + 73.5~315	1 m² = 163.8	1 m² = 172.2	1 m² = 179.55	
(事業所等)	西伯	水道使用水量 (1㎡につき)	143.85	1111 — 103.8	1111 — 172.2	1111 — 179.95	

〇 合併浄化槽については、世帯員数別で算定された使用料から $5\sim6$ 人槽は 1,155円、 $7\sim9$ 人槽は 1,365円、 10 人槽は 1,995円が電気料として減額されます。

| お問い合わせ先 | 南部町役場上下水道課(法勝寺庁舎) | TEL 0859-66-4807

13 平成19年3月号 Nanbu.T

情報おしらせ版 3月

道路・河川等の愛護ボランティア 活動団体を募集します

鳥取県では、地域の道や川など の清掃等のボランティア活動を行 う団体に対する支援を行っており、 団体の登録を随時受け付けていま す。

活動支援の内容

- 1. 奨励金の交付 80円/人・時間
- 2. 保険への加入 保険料は県負担
- 3. 表彰 活動が優秀な団体

支援対象となる活動

県の管理する道路、河川、公園、 海岸、港湾施設、漁港施設で清 掃、除草、植栽管理および併せ て行われる歩道除雪活動

支援を受ける手続き 団体登録、活動報告等

お問い合わせ先

西部総合事務所

県土整備局維持管理課

TEL 0859-31-9712 http://www.pref.tottori.jp/kikakubou

773(3)人

女

501(元)人

sai/kikaku-hp/volunteer/index.htm

鳥取県知事選挙及び鳥取県議会議員一般選挙が行われます 有権者のみなさんは投票に行きましょう

鳥取県知事選挙及び鳥取県議会議員一般選挙が次のとおり行われま す。有権者のみなさんはそろって投票に行きましょう。

なお、投票日当日に仕事などの予定のある方、レジャーなどで投票 区内にいない方は期日前投票をしましょう。

〇 投票日

平成19年4月8日(日) 午前7時から午後8時まで 町内10投票区 (ただし、第6投票区のみ午前7時から午後5時まで)

〇 期日前投票

会 場 西伯農村環境改善センター(プラザ西伯) 中会議室

期間 鳥取県知事選挙

平成19年3月23日(金) から4月7日(土) まで毎日 午前8時30分から午後8時まで

鳥取県議会議員一般選挙

平成19年3月31日(土) から4月7日(土) まで毎日 午前8時30分から午後8時まで

開票日

 \mathbb{H}

平成19年4月8日(日) 午後9時から

井

定

西伯農村環境改善センター(プラザ西伯) 大会議室

安

糸

出

西

の

動

き

2月届出分(敬称略)

イベントカレンダ

3月の税金は

国民健康保険税

第

10

期

人口 12、274(5)人 したちの町 3 月 1 世帯数3、939(岩)戸 日現在(前月比)

わた

み載せてい届け出時 の掲載 を同 意

達 田 本 ごめ 仁三二 志
ふ
子 貴美江 惠美子 道 敏 名 茂 藤 い福を 子 義 祈り 89 88 85 78 76 82 年 81 ます 歳 歳 歳 歳 歳 歳 法勝 され 法勝寺 天 天 天 住 市 中 西 西 萬 部 萬 萬 寺 山

15	14	10	8	4	2	4	2/	3
B	土	Ж	日	水	Ħ	Ħ	火	3 月
午前10時~ 「緑水湖研修センター」 両長田地域自治区設立総会	さくらまつり (~15日)	大権·行政相談 「交流会館」 年後1時30分~ 会見第二小学校入学式 会見第二小学校入学式 法勝寺中学校入学式	議員一般選挙投票日鳥取県知事及び鳥取県議会	「しあわせ」 午前9時~人権・行政相談	午前10時~ 「役場法勝寺庁舎」 中部SANチャンネル開局セ		ひまわり保育園卒園式つくし保育園卒園式すみれ保育園卒園式	※予定は変わることもあります。

あなたの資産の確認が できます

納税者が他の土地や家屋の価格 との比較を通じて、自己の資産の 評価が適切かどうかを判断できる ようにするため、縦覧期間内に限 り土地や家屋の所在、評価額等を 記載した「縦覧帳簿(所有者の記載 はありません)」を無料でご覧いた だけます。

〔縦覧期間および時間〕

4月1日から5月31日

(土・日・祝祭日の閉庁日を除く) 午前8時30分~午後5時30分

〔縦覧場所〕 税務課(法勝寺庁舎) 〔縦覧できる方〕

南部町内に資産を所有している 納税者とその代理人(代理人の 場合は委任状が必要です)縦覧 の際には、運転免許証など納税 者本人であることが確認できる ものをお持ちください。

お問い合わせ先

税務課 (法勝寺庁舎) TEL 66-4802

軽自動車税の減免手続きをお忘れなく

身体・知的・精神障害がある方(本人)やその家族で一定の要件に該 当する場合は、軽自動車税が減免されますので、期日までに申請してく ださい。申請は毎年必要です。

(申請期間) 4月2日から4月24日

法勝寺庁舎 税務課、天萬庁舎 町民生活課 〔申請場所〕

[申請に必要なもの]

①障害者手帳、②運転免許証、③車検証、④印鑑、

⑤本人が運転する場合以外は自動車の使用目的を証明する書類

(例:通学証明書、学生証、通院証明書、病院の領収書等)

〔減免となる障害の範囲〕

- 身体障害のある方 障害名及び障害の程度による(詳しくはお問 い合わせください)
- 知的障害のある方 療育手帳Aの方
- ・ 精神障害のある方 精神障害者保健福祉手帳1級の方

(自動車の所有について)

- ・ 本人が運転する場合は、本人が自動車の所有者であることが必要
- ・ 本人以外が運転する場合は、本人または生計を一にする方が所有 者であることが必要
- 上記のほかにも減免の対象になる場合がありますので、詳しくはお 問い合わせください。

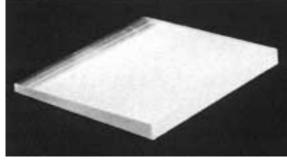
お問い合わせ先

税務課 (法勝寺庁舎) TEL 66-4802

っル場 て製は、 南 いバ、部 計・製造 ・製造を行ってい コンピュー 企業」 ックライ 昭和61年 ます。 約 る ラスチ 場で製作さ (旧西伯町) ている工場・国地方で 7 0 を造るだけで)使用 従業員は派 年に開設さ 超 てい ッル \exists 精密金型 - 導光板 ク \mathcal{O} いる企業です。 ーターを用いた の成形よ 番 B M C 場で れる は京都府に本社 唯一の導光板の 年間約20万台を 元板の生産を行 ででする。 である米子工 7 ・ トパソ ・ り 等 光板 な の 設 ルと二 の計製 器や案 は た 設 計器 コ

南部町の企業を紹介します⑨

嶋田プレシジョン株式会社



嶋田プレシジョン株式会社



在 地 南部町原251-26 設 立 昭和59年9月

出工M ペレッ・ ペレッ・ トの樹が 状で脂ラ の、を 予40混短 備成形に合し、 形後たと 品でも不 加の飽

れて も昨・で方伴 指年蘇おでっ 導かがで、 遺稼同嶋外 熱を和 ルカポ が動規田を光

わ

品で、それ自体は発光し 高を、裏から照らすよう 面を、裏から照らすよう で、それ自体は発光した一方 で、それ自体は発光した一方 で、それ自体は発光した一方 で、それ自体は発光した一方 で、それ自体は発光した一方 で、それ自体は発光した一方 を対め、米子工場が昨 を始め、米子工場が昨 当てる事で、 導 液せ直画部にのの

15 平成19年3月号 Nanbu.T Nanbu.T 平成19年3月号 14